

学校において予防すべき感染症一覧表

(学校保健安全法施行規則第18条・19条)

第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ

第二種 児童生徒がかかりやすく、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (発症した日とは、発熱が始まった日を0日として数える)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (発症日とは、発熱や咳等の症状が出た日を0日として数える)
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

病名	出席停止期間
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
その他の感染症	